

RECEIVED

29 MAR 1996

○公正取引委員会事務局組織規則

〔昭和五十三年四月五日号外〕
〔総理府令第十号〕

〔昭和五十一年五月一日総理府令第二〇号（公正取引委員会
の事務局審査部第一審査長の下に監査室を置く総理府令）
を全文改正〕

〔昭和五十二年一月一日総理府令第四五号（公正取引委員会
の事務局審査部第一審査長の下に審査室及び監査室を置く
総理府令）を全文改正〕

沿革

- 昭和五十四年一〇月 一日総理府令第四三
号（第一次改正）
- 昭和五十五年 四月 五日号外総理府令第
五号（第二次改正）
- 昭和五十六年 四月 三日号外総理府令第
一二号（第三次改正）
- 昭和五十七年 四月 六日号外総理府令第
九号（第四次改正）
- 昭和五十八年 四月 五日号外総理府令第
七号（第五次改正）
- 昭和五十九年 四月 一日号外総理府令第
九号（第六次改正）
- 昭和六〇年 四月 六日号外総理府令第
一三号（第七次改正）
- 昭和六一年 四月 五日号外総理府令第
一八号（第八次改正）
- 昭和六二年 五月二一日号外総理府令第
二二号（第九次改正）
- 昭和六三年 四月 八日号外総理府令第
九号（第一〇次改正）

- 平成 元年 五月二九日号外総理府令第
二六号（第一次改正）
- 平成 二年 六月 八日号外総理府令第
一三号（第二次改正）
- 平成 三年 四月二二日号外総理府令第
一二号（第三次改正）
- 平成 四年 四月一〇日号外総理府令第
一四号（第四次改正）
- 平成 五年 四月一日号外総理府令第一
一号（第五次改正）
- 平成 六年 六月二四日号外総理府令第
三一号（第六次改正）
- 平成 七年 三月二九日号外総理府令第
六号（第七次改正）

〔九五〇八〕

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章の規定及び公正取引委員会事務局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会の事務局審査部第一審査長の下に審査室及び監査室を置く総理府令（昭和五十二年総理府令第四十五号）の全部を改正する総理府令を次のように定める。

公正取引委員会事務局組織規則

（渉外室）

- 第一条 官房総務課に、渉外室を置く。
 - 2 渉外室においては、次の事務をつかさどる。
 - 一 事務局の所掌事務に係る国際機関、外国の行政機関、国際会議等に関する事務の統括に關すること。
 - 二 海外の独占禁止政策に關する事務で事務局の所掌事務に係るものの総括に關すること。
 - 三 渉外に關すること。
 - 四 独占禁止政策の海外に對する広報に關すること。
 - 五 海外の独占禁止政策の広報に關すること。
- 本条：追加（昭和五五年四月総理令五号）

（審決訟務室）

- 第二条 官房総務課に、審決訟務室を置く。
- 2 審決訟務室においては、次の事務をつかさどる。